令和7年9月　坂井市農業委員会　　定例総会議事録

1. 開催日時　　令和7年9月25日（木）　午後2時50分～

2. 開催場所　　坂井市役所　多目的棟3階大ホール

3. 出席委員　　25名（番号は議席番号）

1番　岡村　素子	2番　清兼　義靖	3番　坪田　信次
4番　塚谷　英則	5番　木村　公明	6番　吉田　清憲
7番　水野　陽一	8番　牧野　典代	9番　大嶋　裕一
10番　本田　雄揮	11番　髙嶋　俊輔	12番　髙橋　正晃
13番　長谷川　喜道	14番　田中　愼一郎	15番　宮田　啓一
16番　中垣内　勇夫	17番　岡　直毅	18番　寺嶋　太寿男
19番　月岡　透	20番　西　美佐	21番　竹内　ゆかり
22番　宮嵜　美惠子	23番　大川　勝利	24番　田中　正信
25番　三寺　總左ヱ門		

4. 欠席委員　　0名

5. 出席者

（農業委員会事務局）

局長　中田　誠　　次長　森田　康博

書記　村本　竜也　　書記　茶谷　倫代

（農業振興課）

主任　水上　慶彦

（商工労政課）

主査　円間　理宏

6. 提出議案

議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第31号	農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について
議案第32号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第33号	現況証明願について
議案第34号	非農地証明願について
議案第35号	農村地域産業導入実施計画書に対する意見審議について
報告第2号	地目変更届出の報告について

7. 議事録署名人

5番　木村　公明　　7番　水野　陽一

事務局長	令和７年９月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。 本日、欠席、遅参の委員さんはございません。したがいまして、ただいまの出席委員数は２５名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には、議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、三寺会長よりご挨拶をいただきます。
三寺会長	＜会長挨拶＞
事務局長	それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第５条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、三寺会長にお願いをいたします。
議　長	はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に５番木村公明委員、７番水野陽一委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
大川委員	23 番の大川です。整理番号３０、３１、３２、これ全部、〇〇とか〇〇の圃場をＡさん（譲受人）が買われるということで書いてありますが、このＡさんに関しては、本当に田んぼをしているのかどうかということをちゃんと確認して許可をしているのかということをちょっと聞きたいと思います。
事務局	今のご質問ですけれども、Ａさんの所有の農機具等は確認しているところですが、実際の耕作については今現状の確認まではしてはいない状況です。申請ではＡさん本人が耕作されるということで申請は受付しております。
大川委員	これよく分からないのですが、なんでこの〇〇の田んぼばかり集中して、人のことどうでもいいんですけど、何か訳があるんじゃないのかなと思って。そこら辺も何か理由聞いてますか。
事務局	こちらの件に関しては、行政書士さんが申請書を持って来られているので詳しいことまでは聞いてはいないのですが、Ｂさん（整理番号３０番の譲渡人）がもともと認定農業者の方で、整理番号３０番、３１番、３２番もＢさんが耕作されていたところで、Ｂさんがもう農業をやめられるという

	ことで、Ａさんにお渡しする、買ってもらうというような話は聞いております。
大川委員	○○の人にちょっと聞いたら、私の知り合いなんですけど、これから生産組合をつくるとか、そういうような話もあるみたいで、そういうよその人が入ってくるとまたいろいろ、邪魔になるというか、やりにくい部分あるんじゃないかなと思って。私は他集落のことなので別に関与はしませんけど、ちょっとＡさんが、今までもいろんな案件でこう上がっていると思うのですが、実際に本当に田んぼを自分でつくっているかという、所有面積かなりあると思うのですが、そこら辺ちょっと疑問に思ったので質問させていただきました。以上です。
議　長	ほかにご意見ございませんでしょうか。
坪田委員	3 番坪田です。今の同じ質問なんですけども、Ａさんという方が何回かこういう申請が出ているわけなんですね。そのときに農機具があるということは聞いていました。私も実際やっているのかなと不思議に、町は違いますけども、本当にやっているのかなと。今返事が途中で終わっているような感じなんですね。調べて返答しますとかね、そういうことを言ってほしいなと思ったもので、再度質問させていただきます。
事務局	事務局の方では、このＡさんがほかの所有している農地について賃借権等付けて貸しているということは把握しておらず、Ａさん自身が耕作しているというふうに解釈しております。
塚谷委員	4 番の塚谷です。○○は私の区域でございまして、私もこのＢさんが持って来られたときに聞いたのは、Ｂさんが今まで耕作していた土地を含めて全部Ａさんに売却したいということでした。私もＡさんって田んぼをしているのかと聞いたのですが、○○でつくっているというふうには聞きました。確か聞いたと思います。この○○の土地はどうするのかと言ったら、さっき言われた、生産組合を今つくろうとしているので、生産組合でつくってもらうという話を聞きました。○○の地籍も、これ○○の生産組合でつくってくれなんて話もあるんですけど、つくれないので、この土地を誰がつくるのかというのはちょっと分かりませんけど、そういう話で、だからＡさんは田んぼをしてるんだなということで印鑑を押したのが実態です。調べてほしいですけど、逆に言えば農業をしていない人は農地を買えないんだなって、農地を持っていれば買えるんじゃないかなという私の認識なんですけど、その辺はどうなんですかね。耕作してようとしまいと、農地を持っていれば、ある一定の面積を持っていれば、誰かにつくってもらうこともできると思うし、その辺がちょっと分かりませんけど。教えていただけますか。
事務局	農地法上は、農地を所有しているだけでは農地を新たに購入することはできないです。例えば、田んぼ、畑、地目が違うものもありますけれども、基本的に本人さん、家族の方、親族の方でつくられるのが条件になるので、本人さんがつくられる、家族の方がつくられるという条件で新たに農地を

	取得するということになります。
議　長	ほかにご意見ありましたらお願いします。ございませんでしょうか。 それでは、ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第３０号は許可することに決定してよろしいでしょうか。
塚谷委員	この３件はだめなんじゃないですか、あとはいいとしても。調べていただいて、耕作していなければだめだと今言われたので、ほかの案件で今まで何筆かありましたけども。
議　長	３件といいますと、整理番号３０、３１、３２ですか。
塚谷委員	そうですね。だから調べていただいて、耕作していなければだめだと今言われたので、それを調べて。
議　長	調べていただかなければ分かりませんので、事務局としては調べてもらうということで今意見が出ていますけど。
事務局	先ほどの〇〇の案件なんですけど、農地水に〇〇の担い手をやっている方がいらっしゃって、私もその方にもお話聞きまして、生産組合の方で作業受委託という形でこの場所はやるというふうに聞いております。今回の案件でいうと、作業受委託という場合になると、Ａさんが全てをやるというわけではないんですけど、基本的には農地法上は自作扱いになってくるものになるので、草刈りですとか、その他の管理の部分については本人さんがやるような形になってくると思いますので、耕作をするというふうに言えなくもないのかなというところです。以上です。
事務局長	実際この農地を取得して、地元の方との話し合いの中で、生産組合等がある場合にそちらに任せてするということも排除されるわけではないということもございますので、農作業の一部については作業受委託ということも否定されるわけではないというふうに考えておりますので、要件はあるというふうに事務局としては考えております。以上です。
議　長	今事務局から説明がございましたけども、どうでしょうか。委託している場合にはいいんじゃないだろうかという考えを持っているということです。言いますけど、事務局としても間違いなくこれは確認をしていただかないと、やっているのかどうかというのが分かりませんし、また、委託しているのかどうかということも分からないと思いますので、それはとにかく確認をしていただきたいなというふうに思っております。この件についてはどうでしょうか。まだほかにご意見ありましたらお伺いしたいと思います。今、整理番号３０、３１、３２については、つくっているかどうか分からないのにという話でしたが、事務局の方では委託しているという形をとっているのが確認されているということでございます。今回についてのこの整理番号３０、３１、３２を、このことについてはお諮りしたいと思っているのですけども、どうでしょうか。次回に回すようなことかなと思う方あれば。
長谷川委員	13 番長谷川です。今の件ですけど、Ａさんが委託して、機械を持ってやる、その状態を自分である程度の草刈り等の管理ができるという状態が確

	実にあるのなら、事務局の方できちんと精査して、二、三年、ちょっと面倒かもしれないけど、地元の役員さんと一緒になって確認して。今後こういう問題、たぶんＡさんから出ると思うんです。正直言えばお金も持っているし。私たちが心配しているのは、現実、もし何かあって勝手に埋めて土場にしたり廃材置き場にしたり、それが一番怖いんであって、そういうのは法的な手段があるので、ある程度できるとは思うんですけど、そういうのをなくすためには先に、事前に注意喚起とか指導をするのが。今回買受ができないという状態ではないと思うので、私としてはいいと思います。以上です。
議　長	ちょっと付け加えさせていただきたいんですけども、今の農地そのものは農振農用地ですよね。だから農業以外は何もできないということでございます。だから、ほかのところが入ってきたり、これを売り渡したり、ましてや土砂で埋めたり、そういうことはまずもう絶対できませんので。それで農業をやっていただくことになるかと思います。
事務局長	ありがとうございました。当然、許可書交付する際にも改めて、事務局としてもその辺、農作業しっかりやってくださいということは念を押して、田んぼを勝手にほかの用途に転用するということはあってはなりませんので、そのようなことがないようにまたしっかりと指導の方もしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議　長	それでは改めてお諮りをいたします。議案第３０号は許可することに決定してよろしいでしょうか。
各委員	（「条件付きで」の声）
議　長	条件付きで許可ということでございますので、議案第３０号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」は、条件を付けて許可することに決定いたしました。 次に、議案第３１号「農地法第４条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 現地確認の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号３２番を、11 番髙嶋委員お願いいたします。
髙嶋委員	11 番髙嶋です。整理番号３２番の件ですけれども、今ほど事務局、現地

	確認委員さんの説明があったとおり、本人さん自身も持ち主だということで大変反省をしておりますし、もちろん今後はこのようなことがないというふうなこともおっしゃっておりますので、今回は寛大な審議をいただけたらというふうに思います。よろしくお願いします。
議　長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第３１号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第３１号「農地法第４条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 現地確認の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号３３番を、13 番長谷川委員お願いいたします。
長谷川委員	13 番長谷川です。今回ご実家、親の家といいますか、お孫さんなんですけど、もうおばあちゃんが一人で非常に心配だったんですけど、お孫さんが、できたらこちらで帰ってきて家を建てるということで、もともと農舎が建っていたんですけど、そのおばあちゃんが元気なうちはずっと畑とか野菜もつくっていたんですけど、ここ二、三年ずっとあれなので草もはやしてたんですけど、今回入ってくれるということで、集落の人は喜んでいる次第です。皆さんのご審議よろしくお願いします。
議　長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第３２号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第３２号「農地法第５条の規定による許可申請

	の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第３３号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 現地確認の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号２０番、２１番、２２番を、23 番大川委員お願いいたします。
大川委員	23 番の大川です。整理番号２０番につきましては、先ほど現地確認に行かれた委員の方が言ったとおり、通路とか農道、そして雑木林になっているということで、農地として活用するのは不可能ということであります。 ２１番、２２番につきましても、農地が敷地の一部になっており、作業小屋や住宅、また庭になっているために、これも非農地ということで営農するのは不可能ということであります。お願いします。
議　長	続きまして、整理番号２３番を、3 番坪田委員お願いいたします。
坪田委員	3 番坪田です。先ほど現地確認していただきました委員の言うとおりで、住宅とこの家の塀がしてある、その間にこの非農地がありました。ということで全然問題ないような気がいたします。皆様の確認をよろしくお願いいたします。
議　長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第３３号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第３３号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第３４号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 現地確認の報告をお願いいたします。

委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号１番を、23 番大川委員お願いいたします。
大川委員	23 番の大川です。今ほど現地確認に行かれた委員が言われたとおり、全ての案件について、全て山林みたいになってしまっておりますので、農地として活用するのは不可能と思います。皆さんの審議よろしくお願いします。
議　長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第３４号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第３４号「非農地証明願について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第３５号「農村地域産業導入実施計画書に対する意見審議について」を議題といたします。事務局および商工労政課の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
商工労政課	＜商工労政課説明＞
議　長	ただいま説明ございましたけれども、ご意見とか質問とかございましたらお願いをいたします。３町３反ということで、かなり大きな面積を工場として申請が出されております。これはあくまで第１期工事ということでございますので、また２期という話も聞いておりますので、そういうような話も質問でありましたらどうぞ聞いていただきたいなと思います。
塚谷委員	4 番塚谷です。ここはもうすでに農振は外れているところですか。白地になっているところですか。
農業振興課	ここはまだ農振農用地のままです。あくまで今坂井市として産業団地と指定をするだけで、当然、除外の手続きを踏んだ後に転用、開発という形になります。
塚谷委員	地元の、地権者の仮同意ぐらいはもう取れているのですか。
農業振興課	全てもう、耕作者さんから全て同意は取れております。それがないと当然この計画できないので、もちろんそれは大前提として取っていただいています。
塚谷委員	ほかにも坂井市内で農振外れている区域って、今何ヘクタールも何ケ所も

	あると思うんですけど、ここだけなんか、今さら農振外して転用しようとする理由は、ほかにもあるんじゃないですか。
農業振興課	今、製造業という話をさせてもらったんですけど、もう具体的な話を言うと、法人Ｃがそこで農業に資する電気柵とか金網柵とか、今有害鳥獣もすごく増えているので、そういったものを、実は北海道の方に法人Ｄという子会社を法人Ｃが持っていて、それを本州の方でもぜひやりたいと。それは法人Ｄとしてではなくて、法人Ｃとしてしたいというところで、本州につくることによって、より安価に農業者に届けられると良いという思いも実はあるということをお聞きしまして、今回の運びとなりました。
塚谷委員	法人Ｃの今すでに転用されているところがあるじゃないですか。それともう隣接している、間に農地はもうないんですか。農地がある場合に日陰になったらとか、用水費がかかるんだとか。南側の方が残るのかなと。
農業振興課	今田んぼが残る場所というと、地図で言いますと、ちょうど赤く塗られている部分の下の下に、左側に小さく長方形の薄っすら跡があるんですけど、そこだけが田んぼが残っています。ただ、そこは白地だったと思います。今ここはどうしても田んぼをしたいという耕作者さんがいるので、それがある程度いいよと言えば、ここもまとめて一体開発をしたいとは法人Ｃから聞いております。ちょうど赤色に塗られたところの下にまだ面積があるんですけど、これは工場立地法でいう緑地を設けなくてはいけないので、緑地帯として設けている緑地になります。当然、今回の新たに増設される新工場につきましても、５，５００㎡以上緑地を設けると聞いております。
塚谷委員	ここ、パイプライン工事最近したんじゃないかと思うんですけど、投資をした区域だと思うんだけど、その辺はどう考えていますか。
農業振興課	一応それも県とか国に確認しながら進めているところなんですが、これが適用されて除外、転用が進んだときには、金額はちょっと言えないのですが、そうやってかかった経費の一部償還分というところで、償還金を払っていただくという手続きになっております。
事務局長	今お話ありましたとおり、農振除外の議案について、計画策定後にまた農業委員会にかかることになりますので一応申し添えます。
中垣内委員	16 番中垣内でございます。２つありまして、一つは非農地の件ですけれども、参考までに教えていただきたいのですが、こういう土地というのは、周りにまだ点在しているのかどうか。また、そういう土地がないなら、その周りの土地の地目というのは何なのかというのを、参考までに教えてほしいなと思うんですけど。もう一点あります。もう一点は、私耳が最近遠くなったので、今日（総会開始が）２０分遅れました説明を事務局長さんがしていただいたのを私が聞きもらしたのかもしれないんですけれど、２０分遅れたということは、運営委員会でいろんな、何か重要な意見が出されてですね、そのために時間がかかったんじゃないんかと想像しているんですが、そういう場合、その案件に対する意見を申し添えて総会に諮ると

	いうものだと私は認識しているのですが、今日の案件の説明の中で、そういうものはなかったような気がしたんで、ちょっと不思議に思いました。以上です。
事務局	非農地のところについて説明します。非農地のところにつきましては、この周辺のところ、まだ何筆かは残っているのかなと。ちょっとどれぐらいあるかというところまでは、ごめんなさい、把握しきれていないんですが、登記が農地、現況が山林になっているところというのは、十分あるのかなと思いますし、また、今後もちょっとずつ出てくるんじゃないかなとは思います。そこら辺につきましては、また随時、手続き必要であればしていくというような形になるのかなとは思います。
事務局長	すいません、２０分時間が押してしまった件なんですが、総会に関する議案についての審議でもいろいろご議論あったんですけど、実はこの総会の審議とは別に、例年ですと１月に農地の賃借料、第１地域だったら１反平均がいくらですというのを公表させていただいているんですけど、ちょっとそれの地域区分について、運営委員さんの方にご意見等を、総会の前段階として運営委員さんにお諮りというか、ちょっとご意見を伺ったりしていたところ、ちょっと時間がかかってしまいました。申し訳ございませんでした。いろいろ議論が出まして、まだちょっとまとまってはいないんですけれども、また賃借料の情報、来年になろうかと思いますが、それまでにちょっと運営委員等で諮りながら、また最終的には総会の方でお諮りしたいと考えております。申し訳ございませんでした。
議　長	先ほどの件につきましても、貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様からいただいたご意見を踏まえた上で、議案第３５号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
木村委員	5番の木村ですけども、ご質問させていただきたいんですけど、今回ちょっと名前出てしまったんであれなんですけど、法人Ｃさんを主体として、今農業従事者を２５名のうち８名雇用されることを条件に農振を外して工場を建てるという感じで認識しているんですけれども、これ例えば、８名の農業従事者というのはきっともう法人Ｅさん辺りだと当てをつけて、そういう話で計画が進んでらっしゃるんじゃないかなというふうに勝手に想像したんですけれど、じゃあこれというのは、今後例えば、私が出しても、どこかの企業と連携して坂井町内の地域の農振がかかっているところを、農業従事者を雇用するということを前提にすれば、農振外れて土地埋め立てて工場つくれるかもしれないよみたいな話に、今後もなっていく可能性があるということなんですか。
農業振興課	今のご質問なんですが、一応あくまで予定ということなので、絶対これ雇うというのは前提ではないです。当然、ハローワークに出すにしても、農業者じゃないとだめとかというのは出せないので、法人Ｃさんの思いとしてはそうやっていきたいという思いがあるというところです。２つ目のご質問なんですけど、ほかの農振農用地に、例えば農業者を雇って農振を外

	すことができるのかというところなんですけど、あくまで今回の案件については、農業に資するものというところがまず重きを置いています。なので、当然坂井市としても農業振興計画という計画もちゃんと持っているので、何でもかんでも田んぼつぶしていいとかという考えは持っていないです。なので、農業者を雇えば何でも農振除外ができるという考えは持ってはないです。
木村委員	その農振が必ずしも何でも外せるわけではないというのは分かったんですけど、じゃあこの今現在上がっている案件の、農業者を必ずしも雇わなければいけないという部分に関して、じゃあ別になくても、農業に関するものならいいという話ですか。埋め立てて何か工場建ててもいいという話なんですか。農業者の冬場とか閑散期、我々水稲だと冬場は農業に従事する作業がないので、その部分を賄うために工場、兼任も含めてという、常時雇用するために工場を建てるというふうに認識していたんですけど、必ずしもそうではないというような話になってくると、またちょっと話変わってくるかなという認識になってくるんですけれども。
農業振興課	一応、農業に関する施設というものになると、これまで出させてもらったものは、農振法の２７号計画という計画があるんですけど、その２７号計画というものに農業振興に資する施設という、もう法律に書かれているので、となると、農振農用地であることと、パイプライン等で線整備というものは、特例的に外せるというような要件があります。今農産法に関わる計画の中に、雇用のこと、農業者の方の雇用のことについてなんですが、随時調査をしないというか、努力義務じゃないですけど、これを守らないからだめというわけでは正直ないんですけど、市側としては当然地元の人を雇ってくださいねというふうなところで、計画の中では雇用することに努めるとか、雇用してくれというような文言を、誰でも雇うというのではなくて、せっかくなら地元の人を雇ってほしいという思いがあるので、そういった形でつくらせてもらっている実施計画になります。
議　長	すいません、なんかちょっと分かったような分からないような感じに皆さん聞いてるんじゃないんかなと思います。もっと端的に言えるような方法というのはありませんか。要は、この農村地域産業導入計画実施計画書、これの中身の中で、何と何と何ということが分かれば一番ありがたいんです。そうすると皆さん少し頭の中に入っていって、これから意見もスムーズに言っていただけるかなという具合に思っています。
農業振興課	端的にはなかなか難しくてあれなんですけど、今回の案件は、これまで出てきた２７号計画とはちょっと違う法律に基づいて企業をよんでくる、ただ、何でもよんでくるというわけではなくて、市としてはあくまで農業に資するものというところで、この計画をつくっているというのがまず一点。そして、これまでの雇用に関するというものは、転用許可にも許可要件の一つでもあるんですけど、地元の農業者を雇って、それは雇用協定という協定を結ぶんですけど、そういったもので、かつ、市としては農業に

	関係するものについて除外、転用していきましょうという、２種類の方法があります。その２７号計画というものと、今回の農産法というもので、田んぼを埋め立てて工場なりつくっていく。いずれにしても市としてはあくまで農業に資するものじゃないと難しいねという話をさせてもらっているところです。雇用協定とは別です。その中で、農業に資するといっても幅広いじゃないですか。そのときに、雇用協定を結ぶとか、２７号計画の場合は雇用協定を結んだりもするんですけど、今回の場合は、農産法の場合は雇用協定までは結ばなくても大丈夫なものになります。
塚谷委員	国の補助金使って造成する、建物は法人Ｃが建てるのかもしれないけど、その土地の買収とか、そういうところの土地の造成は国庫補助金か何か使ってやるのか。坂井市が税金を使うのか、なんでそこまで一企業が造成するのに応援するのか、坂井市の応援する立場って。１０，０００㎡も超えているし、そこらを説明しなあかんかもしらんけど、法人Ｃのためになんで坂井市がそこまで応援するのかなっていうのがちょっと私の疑問だったので。
農業振興課	実際その造成とか建てるときに、国の補助金を受けているかどうかというのは正直聞いてはいないです。一応市としても工場を建ててもらうと、当然固定資産税が入ったりとか、もし住民の人だったら住民税が入ってきたりとかする中で、商工の方で、人を雇ってくれたらそれに対しての補助は出るというか、そんな仕組みはあります。
事務局長	先ほど私法律の概要説明でちょっと申し上げたんですが、あくまでも農村地域に産業を導入すると、産業を導入することによって農業振興につながると、そういうことを目的とした法律でございます。この法律に基づいて立地する場合に、先ほど申し上げました、農振除外の特例措置があったりですとか、農転の特例措置があるということで、通常の農振除外とは、またちょっとルートが違うといいますか、ということになります。この農村産業法に基づいて産業団地を設定した場合に、農振除外ができたりとか、転用ができたり、ざっくり言うとそのような内容でございます。
木村委員	ありがとうございました。ただ、いただいた資料の中から今お話に聞いたようなことが全然読み取れなかったものでご質問させていただいたんですけれども、結局は農業に関するものの工場を建てるにあたってというような話であるとか、もうここに農業従事者８名ってうたっちゃってるんで、何かそういう、現在農業をされている方の中から、どこかの担い手さんとか、大きな何々組合さんとか、そういうところと法人Ｃとの間でもう話が進んでいて、そういうことであれば常時農業されている方の雇用がもうちょっとできるかなという、そういう話が進んだ中でのこの計画書が上がっているのかなというのが推察されるような文言がうたってあったもので、ちょっと質問させていただいたんですけれども。これも、うち農業従事者８名というのも確定しているわけではないものという話なんですよね。はい、分かりました。大体おぼろげなイメージはわきましたので、

議　長	質問は終わりたいと思います。 ほかにご質問ございませんでしょうか。ご意見が無いようでございますけれども、いろいろと貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。先ほどから委員の皆さんからいただいたご意見を踏まえまして、議案第３５号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議がないと認めます。議案第３５号「農村地域産業導入実施計画書に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、報告第２号「地目変更届出の報告について」を議題といたします。事務局は報告をお願いいたします。
事務局	＜事務局報告＞
議　長	ただいまの報告について、ご質問はございませんでしょうか。 ご質問が無いようですので、報告第２号「地目変更届出の報告について」の報告を終わります。 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。 （午後４時１１分　議事終了）